

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成29年2月1日（水）17:08～17:28

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

<関係省庁>

西川 宜宏 厚生労働省保険局医療課課長補佐

奥田 清子 厚生労働省保険局医療課課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 「医療的ケア児」への義務教育のための新たな看護制度の創設

3 閉会

○藤原審議官 やや遅れておりますけれども、最後の議論でございます。

義務教育における小児に対する医療的ケアの提供の問題ということでございます。かねてから、これは成長戦略にも書いてございますように、所要の措置を講ずるということで本来議論してきているのですが、担当省庁のほうから、まずは、実証の方向でということではあったのですが、その中身をきちんと見させていただくというところで議論が終わっているのですが、今日の段階で、厚生労働省から実証のやり方についての提案がございますので、そこについて、ワーキンググループの先生方、八田先生、とりわけ阿曾沼先生にも御覧になっていただいて、また御指示をいただくという形だと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、その御提案について、御説明をお願いしたいと思います。

○西川課長補佐 厚生労働省保険局医療課の西川でございます。よろしくお願いたします。

お手元に資料を配布させていただいております。義務教育における小児に対する医療的ケアの提供に関する調査研究の案ということでございます。こちらはまだ、現在検討中の案ということでして、今後この後、御説明しますが、研究代表者の方が決まった後の調整ですとか予算規模との関係で、内容の変更があり得るということをお含み置きいただければと思います。研究代表者の方とはまだ調整中ですので、資料はあらかじめ非公表にいただければと思います。

まず、「1. 研究目的」と「2. 研究内容」につきましては、前回1月16日のワーキンググループヒアリングでお出ししたものと同じですので、ここは省略をさせていただきます。

「3. 研究代表者」は、まだ調整中であります。

「4. 実施計画（案）」ですけれども、前回のワーキンググループヒアリングでも御説明をさせていただきましたが、今回の調査研究の中で、実際に学校等に行って、医療的ケア児の訪問看護提供を行いながら、それを通じて医療的ケアの提供を行う際の課題とか対象者の範囲、内容、時間、費用などを調査していきたいということでございます。

1枚おめぐりいただきまして、対象地域、対象児童、実施体制、スケジュール（未定稿）でございます。対象地域ですけれども、全部で3カ所程度を考えておりまして、東京、埼玉、このあたりは確実にやらせていただきたいと思っておりますけれども、その他もう一県、首都圏ではない地方でどこかできないかなと思っております。対象児童ですけれども、これはまだ少し変動はあると思っておりますが、多分あまり多くはできないかもしれません。全部で10名程度かなと思っております。実施体制も訪看ステーションを3カ所程度で、看護師もそれぞれ3名程度という形で考えております。スケジュール（未定稿）は、厚生労働科学研究の調査研究の募集が今月にも始まりますので、すぐにでも研究代表者の方と調整をして応募しまして、研究費が取れましたら、すぐに6月から実施地域の関係者に説明をし、夏までに具体的な打合せを家族や学校のほうとも行いまして、2学期が始まる9月から実施をしたいと考えております。

また、「※」に書いてありますが、その他、既に学校へ訪問看護を提供しているステーションがあると思っておりますので、そういった方々からのヒアリングも行いたい。主治医とか家族とか学校関係者からのヒアリングも行っていきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○八田座長 それでは、阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 厚生科研をやるということは非常に重要だと思いますし、研究代表者の先生もNICUだとかの専門家でいらっしゃるだろうと思っておりますので、是非研究は進めてほしいと思います。

ところで、研究は何年間の計画でやられるつもりですか。

○西川課長補佐 今回お示ししているのは、今年1年間、平成29年度のスケジュールとい

うことなのですけれども、平成30年度以降どうするかはまた考えたいと思っています。前回のワーキンググループヒアリングで1～2年ぐらいだと思っていましたし、我々もそれぐらいでできればと今でも思っているのですが、2年度目以降も同じような形でやるのがいいのかどうかというところは、少し考えたいと思っています。

○阿曾沼委員 国家戦略特区の御提案をしている方たちは、少なくとも独自に既に事業についての課題を整理して、課題解決の方法も考えておられ、御家族やサポートする看護師等も含めて、御自分たちの責任においてプロジェクト推進をしようとしているのではないかと思います。

官制主導の研究班を作って研究を進めることも重要だとは思いますが、研究を推進するなら国家戦略特区で実証実験を同時並行的にやることが重要であると思っています。研究を実施するなら、意欲のある民間事業者の人たちも巻き込んで実証実験にするのが良いと思います。それが難しいのなら、厚生科研は厚生科研で、そして、特区は特区として実証実験を行い、お互いのプロジェクトが連携をしながら課題を整理するほうが、より幅広い現実に即した実証ができるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

国家戦略特区は、将来に向けての実証実験をする場ですから、意欲のある事業者の強い問題意識があるわけで、大学の先生方だけの研究よりいい結果が期待できるのではないのでしょうか。

私も厚生科研を何回かやりましたが、何となく仲間内の研究となってしまう危惧もあります。

過去にも多くの厚生科研をやられていると思いますが、検討し研究し実証して、それが制度として成り立っていくことが重要であるとすると、国家戦略特区での実証実験の場というものをこの研究の中に取り込んでやっていく。意欲のある人を取り込んでやっていくことが重要だと思います。是非そうしてほしいと思います。

○八田座長 阿曾沼先生がおっしゃったことを少し補足すると、今阿曾沼先生がおっしゃったことは、特区の中ならば、これは一定期間何でもやってもいいですよということではなくて、特区の中でも、非常に狭い範囲で実証的なプロジェクトというものを作ってやってはどうでしょうかという意味ですね。

ですから、これはあくまで、それも実証なのです。それを、今おっしゃったことは、これと別々に並行してやることも一つあり得るだろうし、この中に組み入れることもあるだろう。

しかし、民間でやりたい人を、まず、実証の中に組み入れることが非常に重要なのではないか。そういうことですね。

○阿曾沼委員 そうですね。

主任研究者の御意向も当然あるかと思いますが、むしろ将来、実施というものにつながる研究であってほしいと思います。研究を2年間やるので、その後でないと特区での実証実験ができませんということならば、今本当に困っている人たちに手が差し伸べられな

いということになってしまいます。自ら責任を持ってやりたいという人たちに対して、場を提供することが国家戦略特区であるとすれば、是非厚生労働省の研究とコラボし、組み入れていただきたいと思います。

予算措置の観点もあるとは思いますが、やり方も含めて御検討いただけないかと思います。

○八田座長 厚生労働省、どうぞ。

○西川課長補佐 まさに我々が御提案させていただいたこの調査研究の中に、意欲のある民間事業者の方を協力者としてお迎えして、実際に訪問看護を学校に提供していただく、これは研究代表者の方とも御相談ですけれども、非常に結構なことだと思っておりますので、これからまさにそういう調整はできるのではないかと考えております。

○阿曾沼委員 一つの実証実験の対象になるということになれば、行政も規制当局も含めた共同プロジェクトになるのではないかとと思います。

○西川課長補佐 まさにこのワーキンググループヒアリングでも、国家戦略特区の中で何かできないかということは今御議論させていただいて、それに対しての我々なりの一つの提案が、こういう調査研究事業を来年度はやらせていただけないかということでありまして、まさに先ほど阿曾沼委員からもおっしゃっていただいた、これとは別に、並行して、特区の中で何かということになると、多分予算措置も必要になってくると思います。

○阿曾沼委員 事業者の人たちは別に、予算をくれと言っているわけではないと思いますので、そこは、民間の意欲とやる気をうまく活用しながら、その結果も研究の成果として公表できれば良いのではないかとと思います。

しかし、予算のこともあるでしょうね。

○西川課長補佐 阿曾沼委員が御存じのとおり、厚生労働科学研究の予算なので、枠はそんなに多くはありません。数千万円とかそういう感じではないのです。ですので、規模がある程度限定されてくるという側面はありますが、その中でもよくある民間事業者の方と協力をしていくということは可能だと思いますので、そこは話し合いたいなと思っております。

○阿曾沼委員 これはすごくいい提案だと思っております。むしろ同時並行的に国家戦略特区の実証実験を、これも成果として皆で共有していくことになれば、ある意味新しい厚生科研のあり方にもなるのではないかとと思いますので、何かいい知恵を出してほしいと思います。

○八田座長 この厚生科研の費用は、大体どういうものを対象に考えていらっしゃるのですか。例えば、実際にこれは医療費がかかると思うのです。現在の制度では、保険の中から出ない。それをこの研究費として負担するのか、大体どういう使い方なのか。

○西川課長補佐 この医療費がかかりますけれども、医療保険からは支出しませんので、これはまさに研究費の中で、人件費を見て、そこから支出をするということです。

○八田座長 ですから、これを特区でやれば、その実験の期間は保険からではなくて、こ

の研究費から出るということになるわけです。

○西川課長補佐　そうです。そこまで出せるほどの予算規模にはならないのかもしれないなと思ってまして、これとは別に特区の中で、民間事業者の方にやっていただくとすると、別途何か予算措置を講じないとその費用をサポートはできなくて、民間事業者の持ち出しになってしまうのではないかと思ったのです。

○阿曾沼委員　それでも本当にやっていただけるのかどうかも含めて、議論しないといけませんね。

○八田座長　それは中々難しいでしょう。

○西川課長補佐　御家族に負担していただくのかと言うと、中々結構な費用になりますから、大変だと思います。

○阿曾沼委員　しかし、コラボレーションができるといいと思います。

○西川課長補佐　多分この研究費の大部分は、まさに訪問看護を提供する人件費になろうと思います。その意味では、逆に異色の研究だと思います。実証がメインになるかと思っています。

　あとは、阿曾沼委員がおっしゃっている、研究した後の制度化をどう考えるかというところなのだろうと思います。

○阿曾沼委員　提案者がいるということと、国家戦略特区でこういう御提案があるのだということちゃんと配慮した上で、厚生科研の研究代表者の方と議論していただければと思います。現実的にコラボレーションができていくということが重要だと思います。

　国家戦略特区の事業が厚生科研とコラボして実験をやるってことも新たな取組だと思います。

○西川課長補佐　パッケージ、見せ方として、そのようなことはあり得るのだと思います。

○阿曾沼委員　1番困るのは、厚生科研をやるので、その結果が出るまで何もできませんということは、やはり避けたいなと思ってます。

○八田座長　これは直接関係ないのですが、北九州市で、ロボットを介護に使うということ今特区でやってまして、そこでは、実は研究をやっているのです。その予算は自治体が出していますけれども、とにかくどういう筋肉の使われ方をしているかということも徹底的に研究をして、そこで使っているというようなことをやっています。これは特区の規制緩和を利用して、研究しているわけです。特区をこういう実証研究のために使うということは非常にいい方向だと思います。

　特区の中での事業者に対して予算がここからちゃんと出るなら、それでいいと思う。もし、出にくいならば、本当にその期限を切っても、その制度を特区においては保険のお金を使えるようにする。非常に限定したところに実験として使えるとしていただければいいと思うし、これはどちらかではないかという気がします。

　とにかく、意欲のある人にやらせなかったら、あまり意味がない。我々としては、これを全部東京全体でやってちょうだいとかそういうことは全然言っていないので、まずは一

番実験の対象としては、成功しそうなところでやったほうがいいのではないか。

○阿曾沼委員 地域の選び方によっては研究の機動力が落ちていくかもしれませんので、都市型や地域型など地域を限定してやって、うまく効率的にいい形になればいいと思います。できれば、特区では条件付きで保険の担保が可能として実施できるといいと思います。

○八田座長 それは特区法のありがたみで、特区のここについてだけは元々の法律は適用しませんということが出来ますから。しかも、それが実験の目的であるということならば。

色々な選択肢があると思うので、是非またもう一度お考えいただければと思います。

一応、事務局から、日程とかの関係から、どういうことになりますか。

○藤原審議官 これはもう、本来であれば、この制度論という意味では、例えば、今回の特区法の改正法案の中に入れるかどうかという議論があるわけですが、実証実験の方向でとりあえず今回は見送るということであっても、今の御指摘のように制度論も並行してやるという議論を続けていくことが重要だと思います。

○八田座長 分かりました。

○阿曾沼委員 しつこいですが、特区の実証実験と厚生科研での研究とをコラボできるような知恵を出していただければ、提案事業者も非常にいい形で参加できるのではないかと思います。

○八田座長 阿曾沼先生の御指摘を要約すると、結局このように厚生科研を使うことはとてもいいお考えだと。

しかし、同時にそれを実効性のあるものにして、将来役に立たせるには、良くなる人たちを活用するという形を取っていただければありがたい。それが難しければ、また別の方法を考えてくださいということだと思います。

どうもお忙しいところ、ありがとうございました。